

地震で被災された皆様へのお知らせ

このたびの令和 6 年能登半島地震により被害に遭われた皆様には心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、災害救助法が適用された地域（福井県内では福井市、あわら市、坂井市の 3 市）で地震の被害に遭われたお客様の預金払戻し等について下記のとおり対応させていただきますので、ご相談のある方は窓口までお申し出ください。

記

- 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しいたします。
- 届出の印鑑のない場合には拇印にて払戻しいたします。
- ご事情によっては、定期預金、定期積金の期限前払戻しをいたします。また、当該預金等を担保とすること融資をいたします。
- 地震の被害による手形・小切手の汚損やお支払いなどのご相談にも対応いたします。

以上